

特集 ブラジル法における司法アクセスと社会的包摂 (2・完)
エクステンション・セッション

高齢者・障害者の個別的・集団的な 裁判上・裁判外の保護における 検察庁の役割

ホブソン・ルノー・ゴチーニョ

山口詩帆／訳

- I はじめに
- II 権利の手続上の保護
- III 手続代理人としての検察庁
- IV 権利の集団的防御
- V 裁判外の活動
- VI 民事能力

I はじめに

検察庁のすべての手続上の活動¹⁾は、参加人 (interveniente) または代理人 (agente) として、すなわち、法令の監督者 (fiscal da ordem jurídica) として、または当事者 (訴訟担当 (legitimado ordinário ou extraordinário)) としてなされる。民事訴訟における検察庁に関するあらゆるテーマを分析するために、民事訴訟法典が教訓的に課している解釈の統一性、すなわち、その活動が連邦憲法 127 条、および、その結果民事訴訟法典 178 条で定められたことからのみ正当化され、単一の法制度を構成している。民事訴訟における検

察庁の活動および参加に関するすべての分析は、代理人（agente）としてであろうと、参加人（interveniente）としてであろうと、憲法上許可されている基本的な観念から必要性的に出発しなければならないであろう。

例えば、支援された意思決定（TDA）および保佐の手続において、検察庁は常に法令の監督者として、時には、被保佐人となる者の防御における特別保佐人（curador especial）としてではなく、原告適格者として活動する。特に支援された意思決定（TDA）においては、本人のみが原告適格を有するため、検察庁は原告になることはできないが、その関与が義務付けられている。

これがその活動の概要であり、もはや手続への参加の性質について、過去の度重なる誤りの余地はない。民事訴訟法典 752 条 1 項・2 項は、法令の監督者と特別保佐人の機能を分離する際の教訓的なものであるため、保佐²⁾の手続において、機能的見地からは、検察庁の活動に関する何らの独自性もない。

検察庁が原告となる場合、法令の監督者としての他の機関（órgão）の活動は不要となり、その二重かつ異なる活動は想定されない。実際に、検察庁の機関（órgão）は原告適格者として活動し、法令の監督者の役割をも兼ねるものである。

検察庁は、譲渡不可能な個別的権利および集団的権利のための原告となることができ、ここ数十年、高齢者および障害者の権利保護ために不可欠な役割（protagonismo）を担っている。

1) 検察庁は、和解的手段（autocomposição）、とりわけ集団訴訟を規律する法律における規定、すなわち（検察庁の排他的な）民事的捜索（inquérito civil）および行動調整調書（termo de ajustamento de conduta）を利用して、特に、人々に注意を払うこと、事実の調査、公権力との対話において、重要な裁判外の活動を行う。参考文献として、GODINHO, Robson Renault. A autocomposição no processo coletivo entre o discurso e a realidade. *Revista do Ministério Público*, nº 84, abril/junho de 2022 (https://www.mprj.mp.br/documents/20184/3317605/Robson%20Renault%20Godinho_RMP84.pdf).

2) 民事訴訟法典はいまだに、保佐として「禁治産（interdição）」を用いている。

II 権利の手続上の保護

連邦憲法は、障害者および高齢者の明示的な防御のために、227 条 1 項 2 号および 230 条を特に留保しており、127 条ないし 129 条において、検察庁による有効性 (efetividade) の期待を具体化する可能性を見出す。本稿は、概括的ではあるが、検察庁の活動のいくつかの可能性を扱おうとするものである。その展開は、次の基本的な前提をたどる。すなわち、1) ブラジルの検察庁は、その憲法上のプロフィールゆえに、主として権利保護を担う機関である。2) したがって、検察庁の活動目的 (atividade-fim) は常に社会的で譲渡不可能な権利の実現に貢献することである。3) その範囲で、検察庁は効果的な司法アクセスのための重要な国家的構成要素としての役割を果たし、民主的法治国家 (Estado Democrático de Direito) の実現に貢献している。4) 検察庁は、裁判外および裁判上の活動を通じて、あるいは、参加人または代理人として、権利を保護することができる。

II-1 法令の監督者としての活動

特に障害者法 (EPD) では、75 条を単純に読むと、高齢者の権利に関する手続における検察庁の広範かつ義務的な関与が確立される。憲法の下位の法規範が検察庁の関与を規定するという事実だけでは、その書きぶり (redação) が決定的であったとしても、憲法に一致した関与の機会を与えるのみとなる。

その経過では、高齢者の社会的利益または譲渡不可能な権利が問題となる場合においてのみ、検察庁の活動がある。高齢者が手続に関係するという事実は、訴訟上の社会的利益または問題となる譲渡不可能な権利がある場合を除き、原則として、検察庁にとっては無関係である。高齢という状況自体が権利の譲渡不可能性を当然には意味しないので、検察庁の関与は *in re ipsa*³⁾ ではないが、具体的な事案の事情による。

検察庁の関与の必要性を測るために有用となり得る解釈的なベクトルは、高齢者法 43 条および 75 条の組み合わせであり、すなわち、危険な状況にあ

る高齢者の事案において検察庁の関与がある。

障害者法（EPD）において、1989年法律第7.853号⁴⁾とあわせた分析をすると、検察庁は、集団的な場合にはその活動が常にあり、個別的であったとしても、民事無能力、譲渡不可能な権利または主張（pretensão）の社会的利益の場合においては活動する。

Ⅲ 手続代理人としての検察庁

手続代理人が規範的な許可（autorização normativa）（民事訴訟法典18条）⁵⁾から必要に理解されなければならないということは確かであるが、検察庁の場合には、譲渡不可能な権利の保護のための手続代理の一般的な憲法上の許可が存する（憲法127条）。

高齢者法（EPI）は、譲渡不可能な権利の防御において、危険な状況にある高齢者の手続代理人として活動する（74条1号・3号）。すでに障害者法では、このように直接的なルールはないが、障害による権利の譲渡不可能性があることの増大とともに、当事者適格を判断するために同じ基準が用いられなければならない。障害者法の重要な前身であり、現在も有効でかつ長きにわたり改正されてきている1989年法律第7.853号は、検察庁の強度な活動を規定し、高齢者法および障害者法と結合した解釈を強化していることに触れなければならない。

高齢者法の別の規定では、立法者は、危険な状況にある高齢者のために検察庁が扶養訴訟（ação de alimentos）を提起できると明示することを有効と考えた（74条2号）。

当然のことながら、検察庁の当事者適格は憲法に由来するものであるため、すべての手続代理の事由が法律で定められている必要性はない。それは、社

3) このような意味において比較的多数の連邦高等司法裁判所（STJ）の判決がある（例えば、AgRg no AREsp 755.993/SC; AgInt no REsp 1581962/SP）。

4) https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/17853.htm

5) 必ずしも法律上の許可（autorização legal）を意味するわけではない。

会的利益または高齢者の譲渡不可能な個別的権利への侵害もしくはそのおそれがある場合に、検察庁が手続代理人として活動することができることを意味している。

葉、適切な治療の供給のための訴訟 (ação judicial)⁶⁾ および扶養訴訟のほか、検察庁は、高齢者または障害者のために、例えば次のような個別訴訟のための当事者適格がある。すなわち、遅延出生届 (registro tardio de nascimento)、保佐、委任状の取消し (revogação de instrumento de procuração)、法律行為の取消し、虐待を引き起こす親族の家からの離別 (afastamento do lar de parentes que causem maus tratos)、健康保険 (planos e seguros de saúde) ならびに治療のための入院を保障するための公権力に対する訴訟、人身保護 (habeas corpus) あるいはクリニックでの不当な入院から生じる強制 (constrangimento) を中止させるための特有の訴訟、高齢者法 43 条および 45 条所定の保護措置の判断 (ajuizamento)、任用試験 (concurso público) における差別に対する訴訟⁷⁾、公共交通機関における無償性の保障、アクセシビリティおよび援助技術に関する問題等である。そのほか、検察庁は、公的刑事訴訟の提起のための当事者適格のある唯一の機関だということに留意されたい。

保佐の手続において、検察庁は原告として、その当事者適格が規範的制限⁸⁾に直面するため、高齢者法 74 条により、高齢者のことであっても、補助的かつ制限された活動をする。民事訴訟法典 748 条は、民法典上に比較を見出さない文言を維持しており、障害者法との規範的対話の欠如を再び明ら

6) STJ: REsp n. 1.730.852/SP.

7) STJ: REsp n. 1.449.092/SP.

8) 反対に、民法典 1769 条に基づく広範な当事者適格があると解するものとして、FARIAS, Cristiano Chaves de. ROSENVALD, Nelson. *Curso de Direito Civil: Famílias*. 10ª ed. Salvador: JusPodivm, 2018, p. 966/967. Vol. 6. ALMEIDA Luiz Cláudio Carvalho de. A Interdição a partir da Lei Brasileira de Inclusão da Pessoa com Deficiência. *Revista do Ministério Público do Estado do Rio de Janeiro*, n° 59, janeiro/março de 2016, p. 186.

かにする。立法政策によって、人の能力に関する事柄において検察庁の当事者適格を制限することが選択されたのであり、その領域における法律に反する原告適格の拡大は、認められてはならない専断である。手続の立法者は、重大な精神障害の場合にのみ、国家の保護的装置が完全に発生しなければならず、これには検察庁の当事者適格を含むと理解した。

しかし、「精神障害又は知的障害」という表現を用いるために障害者法によって改正されたが、民事訴訟法典 1072 条 2 号によって削除された民法典 1769 条に関する時間法（*direito intertemporal*）の問題がある。検察庁の原告適格の憲法上の淵源は、民法典 1769 条に新しい起草を与えた障害者法 114 条であり、「次の各号に掲げる場合には、検察庁のみが、保佐の内容（*termos*）を決定する手続を提起する。一 精神障害又は知的障害の場合、二 前条 1 号及び 2 号で指定された者のいずれも存在しないか又は禁治産を提起しない場合、三 第 2 号所定の者が存在するが未成年又は無能力の場合」と規定するようになった。確かなことは、検察庁は保佐を設定する訴訟のための第一のまたは主たる当事者適格者となつてはならないということである。被保佐人となる者と同居する者または自己選定保佐（*autocuratela*）の場合における本人自身は、特有の手続の主たるアクターとならなければならず、その原告適格は、近接した主観的な領域において維持される。その文脈において、検察庁の原告適格は、次の累積的に現にある状況、すなわち、a) 精神障害または知的障害、b) 民事訴訟法典 747 条に列挙された他の当事者適格者の不存在または無能力、c) それらの当事者適格者の懈怠、d) 禁治産者となる者自身の懈怠（民法典 1768 条 4 号）である。

IV 権利の集団的防御

ブラジルの集団的な手続は、主たる原告となる検察庁とともに、司法実務において十分に効果的に用いられている。高齢者法および障害者法が存在しなかったとしても、検察庁は、障害者または高齢者の集団的権利の保護のための当事者適格がある⁹⁾。しかしながら、検察庁が高齢者の同質の個別的権

利の防御のために当事者適格があることを十分に教訓的に説明し、譲渡不可能性の注釈に同質の個別の権利の概念を結びつけず、規定の起草が巧みである以上、前述の限定的解釈の存在の面前で、高齢者法 74 条 1 号は特別な重要性を引き受ける。少なくとも高齢者に言及する明文化された規範的な承認とともに、判例が権利保護を矮小化しないことが期待される。

検察庁の活動が高齢者の権利の集団的保護において可能かつ必要であると明らかになるいくつかの場合を見てみよう。

行政上の不作為は集団訴訟のための広範な領域であり、検察庁は公権力の活動を義務付けることを目的とする様々な訴訟を提起すること (ajuizar) ができる。したがって、高齢者のための保護施設 (abrigo) の公的機関を建てるための集団訴訟、高齢者の慢性疾患の適切な治療を目的とする集団訴訟、薬の供給のための集団訴訟、高齢者の教育への権利を実現するための集団訴訟、適切な移動 (アクセシビリティ) を保障するための集団訴訟等が提起され得る。レジャーおよび文化へのアクセスもまた検察庁の活動に値するテーマであり、連邦高等司法裁判所 (STJ) はすでに、高齢者のレジャーは社会的重要性を有するという理由のもとで、サッカースタジアムにおける無償での年金受給者 (aposentados) の入場を保障することを目的とした集団訴訟の提起のために同機関の当事者適格を認めたことは、想起する価値がある¹⁰⁾。

高齢者および障害者の権利の集団的保護のための検察庁の重要な活動の別の分野は、介護施設 (entidades de atendimento)、精神病院 (asilos) および保護施設 (abrigos) の監督である。不正 (irregularidades) を確認し、それを正す手段がない場合、検察庁は、施設 (entidade) の活動停止または解散のための集団訴訟を提起しなければならない、集団的な精神的損害の賠償について訴訟提起することさえできる。

検察庁による高齢者および障害者の権利の集団的保護はまた、消費関係、

9) 高齢者法および障害者法の不必要性に関する肯定は、憲法からなす解釈に基づき、検察庁の原告適格に限定されている。いずれにせよ、検察庁の当事者適格に関して、高齢者法は重要な教訓的役割を有している (STJ: REsp n. 1.005.587/PR)。

10) STJ: REsp 242643/SC.

特に集団的な精神的損害の賠償請求を含め、介護施設におけるサービス提供および健康保険（planos de saúde）の契約に関して十分に効果があると明らかにされている。健康保険の契約条項の争いのために、高齢者法および障害者法の補強とともに消費者法典がすでに定めているため、検察庁の当事者適格は、よく確立されている¹¹⁾。

高齢者の交通の無償を保障するため、憲法 230 条および高齢者法 39 条および 40 条において、検察庁によって提起された集団訴訟は、資金（fundo）のテーマが引き起こすすべての困難とともに、重要な手段であることが示される。同様に、検察庁によって提起された数十の訴訟とともに、行動調整合意（compromissos de ajustamento de conduta）のほか、すべての鉄道の駅およびその輸送機関が集団的合意（acordo coletivo）¹²⁾に基づいて改修されようとしていて、協定（pacto）に参加したくなかった州自体が鉄道交通においてなお停止しているものを改修することを拒否するために訴訟上（judicialmente）抗弁しているリオデジャネイロ州のケースのように¹³⁾、公共交通におけるアクセシビリティや、そのほか、水運におけるアクセシビリティの改修もまた、検察庁の訴訟における裁判上の集団的判決（condenação coletiva judicial）によるだろう¹⁴⁾。

最後に、集団訴訟のための検察庁の当事者適格は排他的ではないため、共同訴訟（litisconsórcio）でない場合には、集団訴訟における法令の監督者としての活動がある可能性があるだろうということに留意されたい。

11) また、何百人もの高齢者の名義で繰り返し社会福祉に関する訴訟をする弁護士事務所との不当な契約を取り消すため（STJ: AgInt no AREsp n. 1.860.919/PR）。

12) 企業は、合意（acordo）によって、すべての普及し現代化された内容（termos）を遵守する（<https://www.supervia.com.br/pt-br/categoria-transparencia/termo-de-ajustamento-de-conduta#:~:text=O%20Termo%20de%20Ajustamento%20de,obras%20aprovadas%20pelo%20Minist%C3%A9rio%20P%C3%ABlico>）。

13) <https://www3.tjrj.jus.br/gedcacheweb/default.aspx?UZIP=1&GEDID=0004A2B76732DE03C6D11DC9F3075CEA188BC5131E2B5D02&USER=>

14) <https://www3.tjrj.jus.br/gedcacheweb/default.aspx?UZIP=1&GEDID=00041B286F5172402446A9AB71CC8F9B8A36C51440160E05&USER=>

V 裁判外の活動

第一点目は、権利侵害の通知を受け取り、供述 (depoimento) を取り、国民を指導し、および適切な措置を採るための事実を理解するために、一般大衆へ注意を払うことである。

別の重要な手段は、紛争の裁判外の解決方法としての勧告 (recomendação) であり、検察庁が、その保護のもとにある権利の現実または潜在的な侵害を発見して、それを保護するためのすべての可能な手段を利用するであろうということを示すため、したがって、勧告されたことに従うこと、および、あらゆる論議 (discussão) の延期に本来備わっている摩擦を避けることがより重要となる。

民事的搜索 (inquérito civil) はなお存在し、訴訟提起のための助成金の提供のためのみならず、むしろ、特に紛争の交渉的な解決によって、権利の裁判外の実現を可能とするので、重要な手段であることが示されている。

一方、行動調整調書 (termo de ajustamento de conduta) は、集団訴訟の提起のための当事者適格のある公的機関の手段であり、紛争の裁判外の解決のために、通常、民事的搜索 (inquérito civil) の経過において、検察庁によって絶えず利用されてきた。

また、当然のことながら、活動への当事者適格を与える現在の状況である以上、高齢者法 (EPI) 13 条および 74 条 10 号ならびに民事訴訟法典 784 条 4 号が明示的に定めるように、検察庁は、合意 (acordos) を認可する (homologar) ことができる。

VI 民事能力

ごく簡潔にまとめると、障害者法以降、絶対的無能力は 16 歳未満の未成年者に限定され、障害を有するすべての者は完全に能力があり、その意思を表明することができない者だけが相対的無能力となる。

しかしながら、障害者法は、絶対的無能力とすることが不可能となった点、

また、前述の保佐の変化のためのパラメーターを明示しない点で、脆弱者に対する保護の欠落がある¹⁵⁾。

障害者および精神保健に関する最近の規範的な歴史は、精神障害者または知的障害者のために、保佐／入院の二項対立¹⁶⁾が主たる解決策でも自動的な結果でもないことを示している。

障害者の民事能力に影響を与えることなく、障害者に支援措置を提供するという世界的な立法の潮流において、障害者法 84 条 3 項は当然のことながら、意思表示の不可能性がないのであれば、支援された意思決定（TDA）¹⁷⁾の選択を認めている。換言すれば、支援された意思決定（TDA）は、完全に能力のある障害者に与えられた可能性である。したがって、支援された意思決定（TDA）の選択は、形式的には人の能力に影響を与えず、その法律行為は援助にはよらないことに留意されたい。能力はあるが、意思表示に干渉しない何らかの制限や脆弱性を理由に、特定の行為の実行のために支援人の助け（auxílio）を選択する者のための保護措置のことなのである。

障害者法によって挿入された民法典 1783-A 条は、支援された意思決定（TDA）を詳細に規律しており、次の点に注意を払うべきである。すなわち、1) 支援された意思決定の選択は、いかなる程度の無能力も意味しない。2) 厳密には、完全に能力を有する障害者のみが支援された意思決定（TDA）の手続を選ぶことができる¹⁸⁾。3) したがって、保佐の手続ではなく、一般規

15) これは 2023 年の連邦高等司法裁判所（STJ）の判決で明らかにされたが、何百もの事案において日常的に起こっている（REsp n. 1.998.492/MG）。

16) 2001 年法律第 10.216 号は、精神障害（transtorno mental）のある者の任意的および強制的な入院を規律している。同法は、大きな影響力を持ち、時に何百何千もの入院患者がいて、何十年も前に不安定な状況で機能していた多くの精神病院を閉鎖に追い込んだ。

17) 支援された意思決定（TDA）は実務では依然としてあまり利用されておらず（<https://www.cnj.jus.br/wp-content/uploads/2023/08/relatorio-pessoascomdeficiencia-23-10-08.pdf>, p. 148/150）、保佐の文化が存続している。

18) 近時、連邦高等司法裁判所（STJ）は、排他的な当事者適格を決定した（REsp n. 1.795.395/MT）。

定が補充的に適用される特有の非訟事件手続である。4) 支援された意思決定の請求は、当事者によって公式化され、合意の有効期間ならびに支援しなければならない本人の意思、権利および利益の尊重を含め、提供されるべき支援の範囲および支援人の誓約を書面に記載する。5) 請求が受理されると、裁判官は当事者および支援を提供する者を聴取するための多職種から成るチームを設置し、鑑定が決定され得る。6) 検察庁の関与が規定されているが、ここで議論すべき3つの問題がある。すなわち、6.1) 完全な能力があるため、譲渡不可能な権利を含む支援された意思決定 (TDA) の場合、すなわち、請求された支援が譲渡不可能な権利を含む法律行為の実行のためになされる場合にのみ、検察庁の関与が想定されるのであって、すべてのケースにおいて自動的な関与の必要性はない。6.2) しかしながら、検察庁の関与を規定する明示的なルールがある場合、たとえ手続において実際の活動がなかったとしても、その召喚は義務となる。6.3) 検察庁の陳述 (pronunciamento) のために定められた手続上の時期が早すぎるのであり、聴取に参加するために召喚されなければならないと思われるが、その表明は、事実を完全に分析するために必要な要素が収集されるためには、聴取の後であるべきである。7) 請求は審判によって決められ、抗告ができる。8) 支援人の間で不一致がある場合、支援の司法上の補完 (suprimento) があり得る。9) 手続の経過において、当事者の無能力が明らかにされた場合、手続は保佐に転換され得る (この転換の可能性については、学説上なお議論されており、判例上も定まっていないが、特に、他の支援措置がなく、すべてに先行する場合にのみ保佐が可能であるため、制度から生ずることであると考え¹⁹⁾)。10) 支援人は、独自の手続

19) 当該テーマは、いまだ連邦高等司法裁判所 (STJ) によって判断されていないが、判決の一部は次のような理解を示しているようである。すなわち、「禁治産と比べて好ましい支援された意思決定の手続をとる可能性が検討されていないのであり、また、病気の段階と進行および事理弁識能力の調査、ならびに、夫婦の絆を壊すか否かという願望に関する配偶者による自由な意思表示によるのであるから、配偶者がアルツハイマー病であると結論づけた禁治産訴訟における鑑定人の証拠があったという事実は関連性がない」(REsp n. 1.645.612/SP)。

によって、または、可能であれば請求（simples petição）によって解任され得る。11) 被支援人はいつでも、支援人を解任することができる。12) 支援人は、いつでも裁判官に除外を求めることができる。13) 支援人は、毎年報告書を提出しなければならない。14) 完全な能力が明らかにされ、当事者が明示的にそれを表示する限り、必要な手続上の適応をすれば常に、保佐の手続は支援された意思決定（TDA）の手続に転換することができる。

保佐のための手続は、それ自体で人に潜在的な影響を引き起こすため、手続を認めるためには、最小限の証拠となる基盤が求められなければならない²⁰⁾。例外性、特性および暫定性は、保佐の本質的な特徴となっており、保佐の開始が必要な場合、無能力は一時的かつ部分的なものとなり、絶対的無能力だけでなく、むしろ被保佐人の必要性の正確な範囲での必要な期間の保護措置の設置を意味する。障害者法は無能力のパラダイムを転換したが、いかなるタイプの意思表示をも汲むことが不可能な事実上の状況が存在するのであり、これについては、例えば、生まれてからいかなる医学的治療の予後もなく、いかなる方法または状況においてもその意思を表明することができず、それでも法律上絶対的な無能力とみなされない者を想起することができる。その場合、完全な保佐を開始する可能性および必要性は、その事実の前で考慮されなければならないが、その可能性は障害者法によって禁止されてしまっているようであり、このことは、障害者保護の制度そのものと両立しない保護の欠落を意味し得る。

【質疑】

1 自己選定保佐について

(問) 確認したいのですが、自己選定保佐（autocuratela）とは、本人が保佐開始審判を申し立てる場合のことでしょうか。そうであるとすれば、その規

20) この問題は、連邦高等司法裁判所（STJ）において判断された（REsp 1933597/RO, 03/11/2021）。

定は削除されたのではないのでしょうか。

(答) おっしゃるとおり、自己選定保佐 (autocuratela) とは、本人が保佐の申立てを行う場合を指します。法改正により、条文上は削除されたこととなりますが、障害者保護に資するような解釈がなされるべきですので、自己選定保佐 (autocuratela) は維持されていると考えています。

2 民事的搜索について

(問) 民事的搜索 (inquérito civil) とは何でしょうか。

(答) 裁判外で権利を実現するため、交渉によって紛争を解決する手段です。これは集団訴訟の提訴権を有する原告適格団体の中でも、検察庁や公共弁護士のような公的機関にのみ許容された手段です。

参考文献*

- ALMEIDA, Luiz Claudio Carvalho. A Efetividade do direito à autonomia da pessoa idosa acolhida em instituição de longa permanência: uma nova proposta de atuação. 1. ed. Rio de Janeiro: MPRJ, 2022 (https://www.mprj.mp.br/documents/20184/2605312/manualautonomiailpi_150622_v.final.pdf).
- GODINHO, Robson Renault. O Ministério Público e a tutela jurisdicional coletiva dos direitos dos idosos. *Revista da EMERJ*, 2006 (https://www.emerj.tjrj.jus.br/revistaemerj_online/edicoes/revista34/revista34_199.pdf).
- GODINHO, Robson Renault. A autocomposição no processo coletivo entre o discurso e a realidade. *Revista do Ministério Público*, nº 84, abril/junho de 2022 (https://www.mprj.mp.br/documents/20184/3317605/Robson%20Renault%20Godinho_RMP84.pdf).
- GODINHO, Robson Renault. O Ministério Público como substituto processual.

* ブラジルの参考文献はかなり膨大であるが、紙幅の制限によりアクセスが困難となり得る長大な出典は推奨されないため、論述にあたってはより広範かつインターネット上で公開されているものだけを挙げた。補足的な関心がある場合には、メール (robsonrenault@yahoo.com.br) で、ディスカッションや資料の送付をする。

Revista do MPRJ, 2007 (https://www.mprj.mp.br/documents/20184/2742148/Robson_Renault_Godinho.pdf).

ROGAR, Erica. *O modelo social, intersetorialidade e medidas que promovem a autonomia do usuário dos serviços de saúde mental*. Dissertação de Mestrado. Universidade Federal do Rio de Janeiro, 2021 (<http://objdig.ufrj.br/52/teses/924713.pdf>).

Ministério público, sociedade e a lei brasileira de inclusão da pessoa com deficiência. Eugênia Augusta Gonzaga; Jorge Luiz Ribeiro de Medeiros (organizadores). Brasília: ESMPU, 2018 (<https://escola.mpu.mp.br/publicacoes/obras-avulsas/e-books-esmpu/ministerio-publico-sociedade-e-a-lei-brasileira-de-inclusao-da-pessoa-com-deficiencia>).

Política nacional do idoso : velhas e novas questões. Alexandre de Oliveira Alcântara, Ana Amélia Camarano, Karla Cristina Giacomini (organizadores). Rio de Janeiro: Ipea, 2016 (<https://repositorio.ipea.gov.br/handle/11058/7253>).